# 入札契約適正化支援事業の募集について

(平成21年度)

### 対象事業者

都道府県、市区町村が支援制度の対象事業者です。

### 支援メニュー

入札契約適正化につながる取組に対し支援を実施します。

#### 支援対象となる事業例

- •総合評価方式の導入・拡充
- •三者協議の導入
- •ワンデーレスポンスの導入
- •入札ボンドの導入
- •低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の見直し
- •低入札価格調査の重点的な調査
- •発注者別評価点の導入
- •設計施工一括発注方式の導入



#### 具体的な支援内容

#### 【市区町村向け】

- •都道府県や都道府県技術センター、民間建設コンサルから技術者の派遣を受けるために必要な費用(日当、職員旅費等)
- ●市区町村による実務的な検討に必要な費用(規程の整備等に必要なコンサル等への業務委託費等)
- •学識経験者からの意見聴取に必要な経費(謝金、委員等旅費等) 【都道府県向け】
- 市区町村に対する技術者の派遣経費(日当、職員旅費等)
- •学識経験者からの意見聴取の共同実施に必要な経費(謝金、委員等旅費等)
- ●普及・啓発のための講習会、研修会等の開催経費(会場借料、資料費等)
- •普及・啓発のための資料の作成・配布費用

#### 【その他】

•上記の他に、新たな発注方式の導入又は発注方式を全面的に改善しようとする 団体が行うコンサル等への業務委託費用

## 支援事業のメリット

入札適正化支援事業は以下のようなメリットを有する事業です。

事業費が国の補助の対象とならない地方単独事業でも支援が可能です。

国の委託事業の一環として実施するので地方公共団体において予算化が不要です。都道府県技術センター、民間建設コンサル等の有する経験・知識が活用できます。

# お問い合わせ先

事業の詳細についてご説明いたしますので、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

国土交通省総合政策局建設業課 代表 03(5253)8111 内線 24725